

# 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例・施行規則の一部改正の概要

## 1 条例改正の理由及び内容

- 平成 26 年 6 月に電気事業法が一部改正され、これまで契約電力が 50kW 以上の需要家に限って自由化されていた電気の小売が、全面自由化。
- これに伴い、現在、電気事業法で規定されている「一般電気事業者」、「特定規模電気事業者」といった電気事業者の類型も見直され、「小売電気事業者」、「発電事業者」、「送配電事業者」といった事業区分ごとの類型に変更（詳細は裏面参照）。
- 現在、京都府地球温暖化対策条例に基づく電気事業者排出量削減計画・報告・公表制度及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく電気事業者再生可能エネルギー供給拡大計画・報告・公表制度（以下「計画・報告・公表制度」という。）において、「府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者」に対し、計画書等の提出を求めているが、上記のとおり、一般電気事業者等の事業者類型がなくなることから、条例改正が必要。

### <計画・報告・公表制度>

○目的：府内に供給される電気の環境性向上

○対象：

（改正前）府内に電気の供給を行う者（＝小売供給者）

→「府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者」

（改正後）府内に電気の供給を行う者（＝小売供給者）

→「府内に電気を供給している小売電気事業者」

○内容：電気の環境性向上に向けた計画書及びそれに基づく報告書の提出を求め、それを公表することにより、自主的かつ計画的な取組を促す。併せて、各電気事業者の取組等を公表することで、電気の需要家が、環境に配慮した電気事業者を選択しやすくする。

## 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日（電気事業法に同じ）